

障害のある子どもを持つ保護者(母親)の就労に関する文献検討 障害児の保護者のワーク・ライフ・バランスに関する予備的研究

せき ゆい こ
関 維 子

〈要 旨〉

本研究では、障害のある子どもの母親の就労に関する国内の研究動向についてレビューを行い、母親の就労の実情と、子育てやケアと就労との両立をめぐる問題について、ワーク・ライフ・バランスの視点から検討した。分析対象とした論文は調査論文11編である。分析対象論文における調査内容について検討した結果、【母親にとっての就労】【ケアをめぐる生活】【サポート】の三つに分類された。本研究では、障害のある子どもを持つ親の就労は、【母親にとっての就労】と【ケアをめぐる生活】、そして就労とケアの両立にかかわる職場資源、家族資源、社会資源などの【サポート】が相互に作用しながら成り立ち、選択されていることが示唆された。

〈キーワード〉

「障害児の母親」「就労」「ケア」「ワーク・ライフ・バランス」

I. 研究の背景

1. わが国におけるワーク・ライフ・バランスの展開

近年、仕事と子育ての両立支援策を推進する包括的な施策として位置づけられているのが、ワーク・ライフ・バランス(以下、WLBとする)の実現である。2007年に内閣府が策定した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」ではWLBが「国民的な取り組みの大きな方向性」として示され、企業や労働者、国や地方公共団体の施策における喫緊の課題となっている¹⁾。

WLB「憲章」及び「行動指針」では、「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」について「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な

働き方・生き方が選択できる社会」であるとしている。そして、WLBが目指している社会は、誰もが仕事や家庭生活、地域生活、自己啓発などを「自ら希望するバランス」で活動することができる社会であり、そのために個々人のライフステージに応じた多様で柔軟な働き方と、育児、介護、地域活動、職業能力等を支える社会的基盤の整備が重要な課題であるとしている。

本稿では、WLB概念の「ワーク」に対置する「ライフ」:「育児、介護、地域活動、職業能力」の中でも「育児、介護」に着目して論じる。

2. 障害のある子どもの親の就労とケアの両立をめぐる問題

これまで、わが国では「育児」と「介護」を担う世代には開きがあり、就労する世代は子育て世代であった。そのため、仕事と育児の両立支援が施策の中心に据えられてきた。しかしながら、少子高齢化の進展と晩婚化、晩産化により、育児と親の介護を同時に引き受ける「ダブルケア」²⁾の問題も顕在化しており、ケア³⁾を主とする生活と仕事の両立や選択が大きな課題となっている⁴⁾⁵⁾。

日常における「育児」と「介護」の境界が曖昧であり、この二つを同時に継続的に担っているのが、障害のある子どもの親である。近年では、障害のある子どものケアに親の介護が重なる「ダブルケア」の問題に加えて、高齢になった親が成人期の障害のあるわが子をケアする「老障介護」の問題も指摘されている。障害のある子どもを持つ親は、終わりの見えないケアが続く中で、仕事との両立や選択を迫られている。藤原(2015)は、ケア役割によって障害児の家族の就労が制約されていることを指摘している。また、土屋(2002)は、障害のある子どもを持つ親のケアをめぐる問題について、障害児の母親が「世話役割」の引き受けを「強要」される構造により「時間的に訓練や介助に拘束され、活動場所が縮小される」ことや「『障害者の母親』以外の生き方が許されない」といった、人生における選択が制限される」ことがあると指摘している(p.177)。土屋の指摘は20年近く前のものであるが、現在にも共通する問題であり、障害のある子どもを持つ親は、WLBが掲げている「自ら希望するバランス」で「多様な働き方・生き方を選択する」ことが困難な状況にある。

障害のある子どもを持つ親の就労に関する施策の方向性は「今後の障害児支援の在り方について(報告書)」(厚生労働省障害児支援の在り方に関する検討会:2014)の中で「家族支援の充実」に示されており、障害児支援に関する施策において親の就労は「家族支援」として位置付けられている。さらに、報告書ではWLBについて「保護者が子育てと就業とを両立させるための支援(ワーク・ライフ・バランスの実現)」が重要であり、「障害児支援」においても「ワーク・ライフ・バランスの観点を拡充していくべき」であるとしている。障害のある子どもを持つ親のWLBを推進していくとの方向性が示されている。

3. 障害のある子どもを持つ親のWLBをめぐる研究動向

障害のある子どもの親のWLB施策を推進するためのエビデンスの蓄積について、WLBに関する研究の動向をデータベースで探索した。

内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトホームの「関連資料リスト・調査研究」における2005年度～2017年度に実施された「調査研究」（2018.10）及び労働政策研究・研修機構における論文データベース（622件 2018.7）では、障害のある子どもを持つ親のWLBに焦点を当てた研究はほとんど見当たらず、検出されたのは小木曾（2014）の1編であった。

小木曾は、WLBに関する施策や先行研究が健常児の育児を前提としており、障害児の母親の就労に対する支援の議論が十分でないこと、子の自立を前提とした施策の下では障害児の母親の就労継続が困難になることを指摘している。また、江尻（2014）は、障害児の母親の就労に関する国内外の研究をレビューし、障害児の母親と定型発達児の母親における就労の有無や労働時間を比較する研究と、就労に制限があることが家族の経済状況や生活の質、心身の健康に及ぼす影響に着目した研究の2つに整理できるとしている。さらに江尻は、国内における実証的な研究が少なく「障害児の母親の就労の全体像」について「正確に把握する」ことが必要であることを指摘している⁶⁾。

以上の研究動向により、障害のある子どもを持つ親の就労に関するWLBの視点からの研究の蓄積が十分ではなく、論点が明確になっていないことが示唆された。

II. 研究の目的と方法

本稿では、障害のある子どもを持つ親の就労に関する先行研究の中でも調査研究について文献レビューを行い、親の就労の実情と、子育てやケアと就労の両立をめぐる問題について明らかにする。そして、障害のある子どもを持つ親のワーク・ライフ・バランスに関する実践的な研究に示唆を与えることを目的とする。

分析対象とする論文の選定については、CiNii及びMedical Onlineを用いて「就労」「ワーク・ライフ・バランス」「ワーク・ファミリー・コンフリクト」「障害児」「医療的ケア」「重症児」「親」のキーワードで検索した。最終的に「就労」「障害児」「親」のキーワードで絞込みを行い、障害のある子どもを持つ親の就労を表題にしている調査論文11本（表1）を分析対象とした（最終アクセスは2018年12月）。

表1 分析対象論文一覧

No.	年	著者	タイトル・所収
①	1999	上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子	「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査」『横浜女子短期大学紀要』第14号,85-97
②	2000	上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子	「障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査 その2」『横浜女子短期大学紀要』第15号,41-52
③	2006	久保山茂樹	「障害のある子どもを持つ母親への就労支援」『教育と医学』第54巻5号,66-73
④	2006	小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美	「障害児を抱えて就労している保護者に対する支援」『研究成果報告書』
⑤	2011	丸山啓史	丸山啓史「障害のある乳幼児を育てる母親の就労をめぐる問題—母親へのインタビュー調査から」『障害者問題研究』第39巻第3号, 32-39
⑥	2011	丸山啓史	「障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因」『京都教育大学紀要』No.118, 81-90
⑦	2013	江尻桂子・松澤明美	「障害児を育てる家族における母親の就労の制約と経済的困難—障害児の母親を対象とした質問紙調査より」『茨城キリスト教大学紀要』第47号, 153-160
⑧	2013	丸山啓史	「障害児の母親の就労と祖父母による援助」『京都教育大学紀要』No.122, 87-100
⑨	2014	小木曾由佳	「知的障害児の母親のワーク・ライフ・バランス—就労継続の分岐点と活用資源」『女性労働研究』No.58, 153-168
⑩	2015	春木裕美	「障害児の母親の就労に関連する要因」『発達障害研究』第37巻, 第2号, 174-185
⑪	2018	丸山啓史	「障害のある子どもの母親の就労と学校に関わる保護者の役割との葛藤」『特別支援教育臨床実践センター年報』第8号,19-29

Ⅲ. 結果

本研究の分析対象である11編の論文について、調査の概要を整理したものが表2である。本稿では、表2における分析対象論文の番号を()に入れて論じる。

11編の中でも(③④)、(⑤⑧⑨)は、それぞれ調査の実施機関及び対象が同一であり、分析するテーマに合わせてデータを使用していた。したがって、実施された調査は8編である。

1. 調査の対象及び実施機関、障害種別(表2)

本研究で取り上げている11編すべての論文において、調査の対象は母親であった。年齢は20代から60代と幅広かったが、いずれの調査においても30代・40代が多かった。調査の実施機関については、通園施設や保育所・幼稚園、学校、デイサービス事業所、親の会、障害児者支援団体等であった。

子どもの障害種別は、知的障害や身体障害、肢体不自由、発達障害であった。ADLや医療的ケアの有無についての質問項目がある調査論文は4編(⑦⑧⑨⑩)だった。障害の種別を変数として就労との関係について検討した論文は1編(⑩)であり、母親の就労と子どもの介助度との関連は認められず、障害種別の中でも「発達障害」がある場合に負の関連が認められたとの結果だった。

表2 各論文における調査の概要

No.	著者 (年)	調査対象 調査実施機関	母親の年齢	子どもの障害種別等	調査方法 (論文から転記)	就労の有無と雇用形態	無回答/その他	就労意思の有無	無回答	調査内容 (親及び子どものフェースシート以外 の項目)
1	上村他 (1999)	神奈川県内の通園施設、訓練会、保育所、幼稚園に通う未就労児の母親47名 通園施設・保育所・幼稚園等	20代(15%) 30代(70%) 40代(15%)	未記述	質問紙調査	あり 8名(外勤フルタイム2名、パート4名、自営業1名、内職1名)	なし	あり 39名中28名(71.8%)	39名中5名(12.8%)	就労のメリット・デメリット、就労意思の理由、必要な支援、自由意見
2	上村他 (2000)	神奈川県内の養護学校に通う子ども(小1-高3)の母親259名 養護学校(現在の特別支援学校)	20代(0.7%) 30代(26%) 40代(60%) 50代(8%) 60代(0.3%) 不明(5%)	未記述	質問紙調査	あり 87名(フルタイム11名、パート54名、自営業17名、内職5名)	なし	あり 170名中94名(56%)	170名中15名(8%)	就労のメリット・デメリット、就労意思の理由、必要な支援、自由意見
3	久保山 (2006)	全国8地区における0-12歳までの障害のある子どもを持つ母親66名(「障害児乳幼児を育て就労している保護者に対する地域特色を生かした教育のサポート」[2005年度]研究成果報告書)の成果の一部)	20代(4名) 30代(43名) 40代(18名) 50代(1名)	知的障害 肢体不自由 発達障害	半構成的面接	なし	なし	現在の仕事の継続希望80%(53名)、就労は継続するが職種変更や常勤への転職希望7名	4名	仕事に対する思い、仕事を継続すること、上での不安や不満・大変だったこと、良かったこと、仕事をすることのイメージ、仕事を継続する上で必要な支援や制度
4	小林、久保山、伊藤 (2006)	全国8地区における0-12歳までの障害のある子どもを持つ母親66名(「障害児乳幼児を育て就労している保護者に対する地域特色を生かした教育のサポート」[2005年度]研究成果報告書)の成果の一部)	20代(4名) 30代(43名) 40代(18名) 50代(1名)	知的障害 肢体不自由 発達障害	半構成的面接	あり パートタイム35名(53%)、正社員、公務員17名、その他14名	なし	現在の仕事の継続希望80%(53名)、就労は継続するが職種変更や常勤への転職希望7名	4名	仕事に対する思い、仕事を継続すること、上での不安や不満・大変だったこと、良かったこと、仕事をすることのイメージ、仕事を継続する上で必要な支援や制度
5	丸山 (2011a)	障害のある子ども(乳幼児～18歳以上)の母親59名 京都障害児放課後ネットワーク	未記述	知的障害 身体障害 発達障害	半構造化面接	あり 乳幼児期に継続就労16名、乳幼児期に就労開始16名	就業・転職経験あり21名	未記述	未記述	就労の理由、就労が困難だった理由、就労が可能だった理由
6	丸山 (2011b)	大阪府市内に在住する障害児(小1～高3)の保護者21名 障害児関係団体・学校・学童保育	未記述	知的障害 肢体不自由 発達障害	半構造化面接	あり フルタイム1名、パート10名、在宅業務2名	なし	未記述	未記述	障害のある子どもの放課後・休日の様子、社会資源、母親以外の方の家族によるケア状況、母親の職場環境、就労に対する母親の意識
7	江尻松澤 (2013)	A市の特別支援学校に通う児童生徒(6-18歳)の母親103名 特別支援学校	20代(1名) 30代(25名) 40代(62名) 50代(14名) 60代(1名) 全体の6割が40代	未記述(調査では 動意識やADL、問診行動医療的ケアの有無についての質問項目ありとのこと)	無記名日記式質問紙調査	あり 48名	なし	未記述	未記述	経済状況及び就労状況、母親の就労と育児ストレスの関係
8	丸山 (2013)	障害のある子ども(乳幼児～18歳以上)の母親59名 京都障害児放課後ネットワーク	未記述	知的障害 肢体不自由 発達障害	半構造化面接	あり フルタイム12名、パート23名、在宅業務・自営業9名	なし	未記述	未記述	母親の就労の経歴と現状、就労が困難又は可能な理由、祖父祖母による援助の実態
9	小木曾 (2014)	京都府・大阪府・兵庫県に住み、療育手帳1級を保有し、雇用労働経験のある母親28名。子どもは9-28歳。 京都障害児放課後ネットワーク	39～62歳	知的障害(療育手帳1級以上)	京都障害児放課後ネットワーク障害児家族就労促進調査・研究事業における「障害児家族介護継続インタビュー調査」のデータ分析	あり 結婚・出産時に退職10名、出産後就労していたが退職13名	なし	未記述	未記述	育児と就労の両立が困難となる分岐点の析出、就労を継続する上での課題と活用資源、資源開発の課題
10	春木 (2015)	大阪府に在住、療育施設卒園児の親の会、特別支援学校、児童デイサービス事業所に通う学齢期(小1～高3)の障害児の母親270名 障害児親の会・特別支援学校児童デイサービス事業所	30代(35.2%) 40代(59.8%) 50代(1.3%)	知的障害 身体障害 発達障害	質問紙調査	あり 270名中131名(48.9%)のうち正社員18名(14.1%)、パート89名(69.5%)、自営業その他21名(16.5%)	なし	あり 137名中85名(63.0%)	なし	障害児の子育て、放課後や休日の過ごし方、就労状況と意識、父親の育児・家事の参加度
11	丸山 (2015)	学齢期(小2～高3)の障害児の母親12名、18～33歳の障害児の母親13名 未記述	未記述	未記述(療育手帳又は身体障害者手帳あり)	半構造化面接	あり フルタイム3名、パートタイム6名、18～33歳フルタイム5名、パート5名	なし	未記述	未記述	学校への送迎や保護者会・PTA、学校の活動への参加が就労に及ぼす影響、就労が保護者会・PTAへの参加、学校の活動への参加に及ぼす影響

2. 調査の方法(表 2)

調査の方法については、質問紙調査が4編(①②⑦⑩)、半構造化面接などのインタビュー調査が7編(③④⑤⑥⑧⑨⑪)であった。

3. 調査の実施時期と背景(表 3)

調査の実施時期は大きく3つの時期に分けられた。「エンゼルプラン」(1994年)及び「緊急保育対策等5か年事業」(1995～1999年)による就労と育児の両立支援施策を背景として1998年に実施された調査は2編(①②)であった。

2004年～2009年に調査を実施した論文は3編(③④⑩)であった。この時期には、支援費制度(2003年)、発達障害者支援法(2004年)、障害者自立援法(2005年)が制定され、地域における障害児・者福祉の拡充が図られた。また、改正育児・介護休業法(2004年)により育児・介護休業の適用が有期雇用の契約労働者にも認められ、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数制限の緩和、子の看護休暇の創設が規定された。

2010～2011年に調査を実施した論文は5編(⑤⑥⑦⑧⑨)、2015～2017年は1編(⑪)であった。施策では、障害者の権利条約の批准(2014年)に向けて、障害者自立支援法の改正(2010年)と障害者基本法の改正(2011年)、障害者総合支援法の制定(2012年)、障害者差別解消法(2013年)など、障害児・者施策の整備と充実が図られた。また、児童福祉法の改正(2012年)と子ども・子育て支援法の制定(2012年)、子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定(2013年)など、児童福祉や子育て支援の見直しと更なる充実が図られている。

4. 子どもの年齢と就労の有無(表 3)

対象とする子どもの年齢は幅広く、0歳から未就学児のみを対象としている論文は1編(①)であった。子どもの年齢が0～12歳が2編(③④)、乳幼児～18歳以上が2編(⑤⑧)、学齢期から青年期(6～18歳)に関する論文が5編(②⑥⑦⑩⑪)、9歳～28歳が1編(⑨)だった。また、18歳以上を含む論文が4編(⑤⑧⑨⑪)だった。

母親の就労率については、就労している母親を対象としている調査(③④)を除く9編で見ると、1998年、2008～2009年に調査を実施した3編(①②⑩)では、いずれも「就労なし」が「あり」を上回っていた。それに対して2010年以降の調査結果では「就労無し」が「あり」を上回っていたのが1編(⑨)、「就労あり」が「就労なし」を上回っていたのが5編(⑤⑥⑦⑧⑪)であった。就労している母親の雇用形態については、パートタイム労働などの非正規雇用がフルタイムなどの正規雇用を上回っていた(①②③④⑧⑩⑪)。また、就労している母親の職種については、「介護・福祉」や「教育」が「事務職」を上回っているとの結果(④⑩)も示されている。

子どもの年齢と就労の有無については、未就学児と学齢期に分けて調査した2編(①②)では、未就学児の母親よりも学齢期の子どもの方の母親の方が「就労なし」の割合が多かった。子どもの年

年齢を学齢期と成人期で区分して調査を実施していたのは1編(⑪)で、就労の有無に大きな差はなかった。学齢期(小1～高3)の子どものみを対象にした調査(②⑥⑦⑩⑪)では、2010年以降に実施された3編(⑥⑦⑪)で「就労あり」が「就労なし」を上回っていた。学齢期の子どもを「小・中・高」に区分して比較した調査(⑩)では、高校生のみに母親の就労との相関が認められたとの結果が示された。さらに、18歳以上を含む調査(⑤⑧⑨⑪)では、「就労なし」が「あり」を上回っていたのが1編(⑨)、「就労あり」が「なし」を上回っていたのは3編(⑤⑧⑪)だった。

「就労したい」という意思の有無については、「就労なし」と答えた母親に対して調査を実施した5編(①②③④⑩)のいずれにおいても、就労の「意思あり」が「意思なし」を上回っていた。また、就労している母親を対象とした調査(③④)では、現在の仕事の継続を希望する母親が53名(80%)である一方で、職種の変更や転職を希望する母親が7名、就労の「意思なし」が2名との結果が示された。

表3 調査の実施年及び子どもの年齢と就労の有無

調査の実施年	子どもの年齢	就労の有無(%)			論文
		あり	なし	無回答	
1998	未就学児	17	83	0	上村他(1999)
	小1～高3	34	65	1	上村他(2000)
2008～2009	小1～高3	49	51	0	春木(2015)
2010～2011	小1～高3	62	38	0	丸山(2011b)
	9～28歳	18	82	0	小木曾(2014)
	乳幼児～18歳以上	54	46	0	丸山(2011a)
	乳幼児～18歳以上	75	25	0	丸山(2013)
	6～18歳	54	46	0	江尻・松澤(2013)
2015～2017	小2～高3	75	25	0	丸山(2015)
	18～33歳	77	23	0	

*小数点以下は繰り上げ

5. 調査の質問項目及び結果の内容(表4)

各論文における調査内容については、母親及び子どもに関するフェースシートの内容以外の質問項目を表2に示した。これらの質問項目及び調査で得られた結果を整理したものが表4である。分析対象とした11編の調査の内容は、【母親にとっての就労】【ケアをめぐる生活】【サポート】の3つの側面を構成する12項目に分類することができた。

【母親にとっての就労】は「就労に対する意識、認識」「就労継続・就労希望の有無に関する理由」「就労の意義／就労における苦労や困難」「就労及び就労の継続を可能にする要因／中断・断念する要因／就労を制約する要因」の4項目で構成されていた。

【ケアをめぐる生活】は「障害のある子どものケア」「経済状況」「育児ストレス・育児不安」「役割意識・役割葛藤」「ワーク・ライフ・バランス」の5項目で構成されていた。

【サポート】は「職場資源」「社会資源」「家族資源」の3項目で構成されていた。

表4 質問項目及び調査結果の内容

	調査内容(項目及び得られた結果)	論文
母親にとっての就労	就労に対する意識, 認識	上村他(1999,2000)久保山(2006)小林他(2006)丸山(2011)春木(2015)
	就労継続・就労希望の有無に関する理由	上村他(1999, 2000)丸山(2011)春木(2015)
	就労の意義	上村他(1999, 2000)久保山(2006)小林他(2006)
	就労における苦勞や困難	丸山(2011)春木(2015)
	就労及び就労の継続を可能にする要因	上村他(1999,2000)久保山(2006)小林他(2006)
	中断・断念する要因 保護者の就労を制約する要因	丸山(2011,2013)江尻・松澤(2013)小木曾(2014)春木(2015)丸山(2018)
ケアをめぐる生活	障害のある子どものケア	丸山(2011,2013)小木曾(2014)春木(2015)
	経済状況	小林他(2006)江尻・松澤(2013)小木曾(2014)
	育児ストレス・育児負担	小林他(2006)江尻・松澤(2013)
	ワーク・ライフ・バランス	小木曾(2014)
	役割意識・役割葛藤	上村他(1999,2000)丸山(2011a,2018)春木(2015)
サポート	職場資源	久保山(2006)小林他(2006)丸山(2011)小木曾(2014)春木(2015)
	社会資源	上村他(1999,2000)久保山(2006)小林他(2006)丸山(2011)小木曾(2014)春木(2015)
	家族資源	丸山(2011,2013)小木曾(2014)春木(2015)

5-1 母親にとっての就労

1) 就労に対する意識, 認識

「就労あり」の母親は就労の困難さを感じつつも、生きがいや、やりがいなどの充実感を覚え、子どもの存在や成長を客観視している(①②)。仕事と育児を対立するものとは捉えておらず、仕事に対して肯定的なイメージ(③)を持ち、不可欠なもの(④)と位置付けている。それに対して「就労なし」の母親は、子育てと仕事の両立について困難であるとの認識を持っている(①)との結果が示されている。

また、就学前の母親は、就労について「子どもに対して接する時間が少なくて申し訳ない」と考えるが、学齢期の母親は就労を積極的に評価できるようになる(②)。就学前の子どもを持つ就労していない母親には、子育てに対する親役割意識や役割分業意識が見られ(②)、障害のある子どもを持つ母親が就労することについて否定的な言葉や視線を向けられた経験や、あるいはそのように感じたことを母親が内在化することもある(③)との結果が示されている。

2) 継続就労・就労希望の有無に関する理由

就労していない母親で就労を希望する理由は、気分転換や生きがい、自分の時間を持ちたいため(①②⑩)、経済的な理由や生活のため(①②③⑩)、親が高齢になったときや親亡き後などの将来のため(③)、キャリアを活かしたい、社会貢献、社会とのつながりを持ちたいため(①②⑩)などが示されている。また、就労を希望する母親については「経済的余裕のため」が半数を上回り、半数近くが「生活のため」を挙げた(⑩)との結果もある。

就労を希望しない理由については、子どもの障害や介助が必要であること(①②)、自身の年齢や体力、性格(①②)、仕事をしなくても生活できる(①)、家族の反対(①②)であった。

3) 就労の意義／就労における苦労や困難

意義については、就労している間子どもと離れることで、リフレッシュや気持ちの切り替えができること、新たな気持ちで子どもと向き合えること、社会貢献や社会参加ができること、前向きになれること、自己実現である(①②③④⑩)。収入が得られるという回答は少ない(③)とする結果がある一方で、経済的な意義が示されたとする調査(⑩)もある。

苦労や困難な点は、子どもが常にケアを必要としていることや、障害のある子どもを持つ母親が担う役割の大きさ(⑥)を背景に、母親が仕事やケアの時間に追われ、子どもとゆとりのあるかわりができないこと(①)、子育てと仕事の両立、療育と仕事の両立(①②③④)の難しさ、祖父母や子どものきょうだいの負担(③④)、子ども中心の働き方による職場の人間関係などの職場環境(②③)、就労による頻回な学校行事への参加が制約されること(②⑪)、内なる性別役割分業意識と障害児の親役割に対する社会通念(①)などが示されている。

4) 就労及び就労の継続を可能にする要因／中断・断念する要因／就労を制約する要因

母親の就労及び就労の継続にかかわる要因の一つは、サポートすなわち職場資源・社会資源・家族資源の有無である。

障害があるために子どもが体調不良になりやすかったり慢性疾患があること、療育機関への母子通園、通院の付き添い、保育所や学校、スクールバスのバス停への送迎、PTAや授業参観、行事などの学校にかかわる活動、親の会の活動、子どもの休日や放課後におけるケアの担い手の確保の有無により、労働時間を短縮したり、就労を抑制あるいは断念している(①②④⑤⑥⑨⑪)。また、障害があることや介助が必要であることが理由で、保育園の利用や親族によるサポートが得られない場合(④⑧⑨)もあり、ケアの担い手やケアの代替の確保(⑤⑥⑧⑨)が就労に影響を与える。母親の就労と「子どもの平日のサービス利用度」との間に有意差が認められた(⑩)のに対して、母親の就労と身体的、精神的な疲労においては関連が認められず、母親の就労と子どもの介助度との間にも関連は認められない(⑩)との結果も示されている。

さらに、母親の就労にかかわる要因として、産前産後休暇・育児休業制度などの長期の休暇、継続的に短時間の休暇を取り続けられる職場資源と労働環境(⑥⑨⑪)といった職場資源や、周囲の意識や理解(③⑤⑨)、子どもの育児やケアに関する「人的資源」(⑦)の有無も挙げられている。

5-2 ケアをめぐる生活

1) 障害のある子どものケア

障害のある子どもは、ほぼ常にケアを必要としている場合が少なくなく(⑥)、乳幼児期から継続

的に療育機関や医療機関に通うことが多い(⑥⑧⑨)。子どもの障害はケアの度合いにかかわり、子どもの年齢が上がってもケアが軽減するとは限らない(⑥)。母親の就労と子どもの介助度についての関連は認められていないが、子どもが高校生の母親は就労しやすいとの結果が示されており、その理由として、サービス利用に対する考え方が柔軟になっていることが示唆されている(⑩)。

ケアの中でも「子どもの体調不良に対する対応」や「通院への付き添い」については「社会化」が難しい(⑥)との結果が示されており、ケアにおける祖父母の協力への依存は、既存のサービスよりも融通が利くことや、子どものケアや対応に慣れているため(⑩)と指摘されている。

2) 経済状況

月平均の収入についての調査結果では、「5～8万円未満」が最も多く、次いで「8～15万円」「20万円以上」「15～20万円」の順に多かった(④)。

年間世帯収入についての調査結果では、500万円未満の世帯が55%を占め、一般児童世帯における比率よりも高かった(⑦)。特に、ひとり親世帯の9割が500万円未満であり、障害のある子どもの世帯の中でも、ひとり親世帯では経済的に困難な世帯が多いことが示された(⑦)。

障害のある子どもの親は、リハビリや療育、通院などによる経済的な負担が大きい(①⑦)。それに加えて、福祉サービスの利用限度を超過したサービス利用代が、パートタイムでの収入を上回る「逆転状況」が生じることがあるため、母親が就労しても障害児家族の経済的なゆとりにつながらない(⑨)ことが明らかになった。母親の就労と収入に関連性が見られなかったという結果(⑦)からも、母親の就労が家庭の経済状況に影響しないことが示された(⑦⑨)。

3) 育児ストレス・育児不安

就労によって母親は気分転換することができ、育児ストレスが解消され、精神的な安定につながっている(②④)。就労している母親よりも就労していない母親の方が子育てに関する悩みを感じる事が多く、特に「孤立感や孤独感」は就労していない母親の方が多く感じていた(④)。また、就労している母親の方が就労していない母親よりも「子どもの問題についてアドバイスを求める人がたくさんいる」と回答する傾向が見られ、有意差が認められた(⑦)との結果も示されている。

4) 役割意識・役割葛藤

就学前の障害児を抱える母親は、子どもの障害の内容や程度についての理解や見通しが持たず、子どもの障害を自分の手で軽減あるいは除去したいという考えと、根強い「性別分業意識」により追い詰められる(①)。就労していない母親の中には「性別役割分業」を肯定する意見が目立ち(②)、育児に対する役割期待に応えようとする感情と就労欲求との葛藤状況も認められる(①)。また、学校に関わる保護者の役割は父親よりも母親が担うことが多い。特に特別支援学校では少

障害のある子どもを持つ保護者（母親）の就労に関する文献検討：障害児の保護者のワーク・ライフ・バランスに関する予備的研究

人数学級でもあり一人ひとりの保護者が果たす役割が大きいと、保護者の役割と就労との間に葛藤が生じている(⑪)。母親の就労の有無にかかわらず、父親の育児参加、家事参加が低いとの結果(⑩)も示された。

障害のある子どもを持つ母親の就労に対する周囲の否定的な認識については、母親の労働権に対する認識の欠落とともに、性別役割分業意識や役割期待が認められた(③)。

5) ワーク・ライフ・バランス

障害のある子どもを持つ母親の多くがパートタイム労働者であり、「就労と育児の両立に困難を抱える母親のリアリティ」として非正規労働者のワーク・ライフ・バランスを捉える視点が必要であるとの結果(⑨)が示唆された。

5-3 サポート

長期にわたってケアを担う母親にとって、活用できる資源(サポート)が就労と育児の両立に大きくかかわっている(⑥⑨)。母親は、子どもの年齢と共に生じる「就労継続が困難となる分岐点」において、「職場資源」「社会資源」「家族資源」を用いながら就労を継続している(⑨)。

1) 職場資源

ケアとの両立で課題となるのは、「長期的に予測しがたいケアのニーズ」に対応する「短時間を継続的に利用可能な休暇制度」(⑨)や、労働時間帯や日数、曜日がフレキシブルに決められる労働環境(⑥⑩)、職場の上司や同僚の理解(③④⑥)である。

さらに、短時間のパートタイム労働でも育児やケアとの両立が困難なために就労できない親もいる実態(⑨)も明らかになった。

2) 社会資源

母親の就労の有無とサービスの利用においては、正の関連が認められる(⑩)。母親は就労する上で、安心して子どもを預けられる施設やサービス(①⑨⑩)を必要としている。学童保育等の社会資源により就労が支えられているだけでなく、ケアに関する社会資源を利用するために就労する場合もある(⑥)。

社会資源の多くは、障害のある子どものケアにかかわるレスパイトや療育・訓練、障害のある子どもの社会参加を目的とするものが多く、親の就労保障という観点から整備されたものは少ない(⑥)。障害があるために「安全上の理由」で学童保育や保育所の預かりやスクールバス等の利用が制限される場合もある(③⑨⑪)。そのため、「送迎」や「受け入れ機関の確保」「専門機関の充実」「学校での障害理解と支援」といった社会資源の充実に対する要望が示されると共に、行政に対する「福祉情報の提供」や「(支援費制度の在り方等に関する)制度見直し」などに関する

要望が挙げられている(③④)。さらに、「安心や信頼のできる機関や場所」と職員の「資質の向上」「専門性の向上」「理解」(④)、サービスの拡充だけではなく、質の改善(⑩)、手当などの社会保障の拡充・充実(①)が求められていることが明らかになった。

3) 家族資源

家族資源は母親の就労に影響を与える。母親の就労を支える最も近い家族資源は父親である(③⑨)。父親については半数以上が「協力的」との回答を示す結果(④)がある一方で、母親の就労の有無にかかわらず父親の家事参加の割合が低いとの結果(⑩)もあり、現状では祖父母が重要な担い手になっていた(③④⑤⑥⑧⑨)。母親の就労と父親の育児参加、家事参加については関連が見られず、祖父母の協力との関係において正の関連が認められた(⑩)との結果も示されている。

祖父母が担う役割は、子どもの預かりや送迎、通所や通院の付き添い、ケアである(⑧)。フルタイムで就労を継続した母親の多くは、祖父母によるサポートがあり(③)、ひとり親家庭の多くは祖父母との同居、もしくは近居であった。祖父母による援助が母親の就労を可能にする一方で、祖父母が遠方に住んでいたり、体調不良により協力が得られない場合は母親の就労が困難になる(⑤⑨)など、祖父母の援助への依存をめぐる問題が示されている(⑧)。祖父母の援助を受けることに対して母親が負い目や責任を感じ、援助を受けることを抑制したり、祖父母の介護やケアを引き受ける場合もある(⑧)。さらに、祖父母以外の家族資源として、きょうだいや学校までの送迎をするといった場合もある(⑪)。家族資源は「母親の就労継続にかかわる最後のセーフティネット」であるが、得られる援助の程度や見通しが不明確である点で脆弱さがあり(⑨)、母親の就労を安定的に保障するものではない(⑧)ことが指摘されている。

IV. 考察

本研究の目的は、障害のある子どもの親の就労に関する調査論文についてレビューを行い、就労の実情と、子育てやケアと就労の両立をめぐる問題について明らかにすること、そして、障害のある子どもを持つ親のワーク・ライフ・バランスに関する実践的な研究に示唆を与えることである。本研究では、以下の三点について論じる。

1. 障害のある子どもを持つ親の就労状況

本研究においては、分析対象とした論文の本数が少ないことや、各論文の調査の方法及びサンプルサイズ、対象の選定と特性、質問項目の設定が異なり偏りがあること、同一の対象について複数の論文がまとめられているものもあったことから、分析対象論文間あるいは政府の統計等を用

いた比較はできないが、障害のある子どもを持つ親の就業率については、いずれの論文においても、子どもを持つ母親一般の就業率よりも低いことが指摘されていた。また、母親の就労形態・雇用形態については、フルタイム・正社員といった正規雇用よりもパートタイム労働などの非正規雇用や在宅業務、自営業等での就労が多いことが示された。こうした障害のある子どもを持つ親の就労の傾向について、田中(2010)は、現在の政策において多くの母親が「介助者や準専門家」の役割に専念することを強制されており、一時的なキャリアの中断や断念が正規雇用の割合の低さに影響しているとしている。本研究の結果でも、障害があるがゆえの親役割や役割期待が就労の有無や就労の継続に影響していることが指摘されていた。

さらに、障害の種別や介助度と就労の関係については、村田(2012)がGordon M.ら(2007)の「障害児を持つ親の就業に関する調査結果」について分析し、重度障害児の母親の就業率は有意に低いことが示されているとしている。田中(2010)も、障害を持つ人(年齢は高校卒業以上)の母親の就労状況について、重度の障害ではより就労機会から排除されていると指摘している。しかしながら、本研究における分析対象論文では、発達障害の場合に就労率が低いこと、子どもの介助度は就労の有無に有意差がないとの結果も示されている。こうした結果の相違は、調査対象の障害種別や障害の程度に関する調査項目区分、調査実施機関の機能、通所者のニーズや特性の相違によるものと考えられる。

2. 障害のある子どもを持つ親の就労にかかわる要因

本研究において、各分析対象論文で示された内容は、【母親にとっての就労】【ケアをめぐる生活】【サポート】の三つに分類された。

【母親にとっての就労】は、母親が就労する上での目的や理由、意義や困難さといった就労の実情と、就労の可否や就労を制約する要因などに関するものである。

【ケアをめぐる生活】は、障害のある子どものケアと両立に関するものである。分析対象論文はケアそのものを明らかにすることを目的としていないため、障害のある子ども特有のケアをめぐる困難さ、すなわち療育や通院、親の会活動、経済的な負担、親役割について示された。また、社会通念としての性別役割意識やケアに対する役割期待が、ケアを選択する際の拠り所になっている状況も示されていた。

【サポート】は、母親の就労とケアにかかわる「資源」である。分析対象論文の多くは母親の就労に対する支援のあり方を検討することを目的の一つとしていたため、本研究では就労にかかわるサポートについての分析が多く示されていた。サポートは「家族資源」「社会資源」「職場資源」に分類され、母親の就労は「家族資源」と「社会資源」が補完しあって成り立っていること、しかしながら、「社会資源」の足りない部分を「家族資源」への依存によって補い、「社会資源」と「家族資源」の双方が機能しない場合に、就労の断念や制約が生じていることが示された。

母親の就労とサポートの関係は、WLBにおけるスピルオーバー効果⁷⁾として捉えられる。親は就

労することにより「親ではない時間」「社会の一員である実感」「生きがい」「充実感」を得ることができ、それが「前向きに生きる」気持ちや「自己実現」に繋がる。そして「リフレッシュ」や「切り替え」「ストレス解消」ができることで「精神的なゆとり」や「育児に対する積極的な姿勢」を持つことができる、という「肯定的なスピルオーバー」が生じる。

その一方で、常に母親は「社会資源」や「職場資源」「家族資源」の調整に追われ、資源の調整や調達ができないときは「仕事」か「ケア」かの選択を迫られて悩み、葛藤するといった「否定的なスピルオーバー」が生じると考えられる。

3. 研究の限界と課題

本研究により、わが国における障害のある子どもを持つ親の就労に関する実践的研究の動向と知見について整理することができた一方で、分析対象論文の本数が少なく、同一研究者や同一対象による調査が含まれていることから、障害のある子どもを持つ親の就労の実情と課題が十分に示されたとはいえない。調査対象の属性や調査実施機関を変数とする実践的な研究の蓄積が必要である。

また、本研究では、障害のある子どもの親のWLBについて、仕事以外の「ライフ(生活)」については「ケア」の占める割合が大きいことが示されたが、「ケア」以外の「ライフ」については明らかにできなかった。障害のある子どもを持つ親のWLBにおける「ライフ」を「ケア」の側面だけで説明されるのか、といった検討が必要である。以上の二点を今後の課題としたい。

本稿は、田園調布学園大学共同研究費(平成30年度)「障害のある子どもを持つ親のワークライフバランス～共生社会実現に向けた具体的検討」(U1085 研究代表者 引馬知子)に基づく研究成果の一部をなすものである。

〈注〉

- 1) ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定：「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」, 2007
- 2) 総務省(2012)就業構造基本調査からの推計によると「ダブルケア」を行っている人口は約25万人おり、女性は約17万人、男性は約8万人で、女性は男性の約2倍である(内閣府男女共同参画局：2016)。また「介護者の就業と離職に関する調査」(2016, 池田)によると、介護の長期化にともなう退職は正規雇用・非正規雇用に関わらず発生しており、正規雇用の中でも女性は退職率が高い。そして、女性は男性よりも仕事と介護の両立困難から退職する割合が高く、女性の介護離職の特徴は介護による心身の負担の大きさや、他に介護する人がいないことを理由にしている。
- 3) 本稿では便宜上、育児と介護の両方を指す場合に「ケア」を用いる。
- 4) 西本(2006)は、介護を必要とする高齢者が増加し、労働者が「家族の介護と仕事の両立または選択を迫られ

障害のある子どもを持つ保護者(母親)の就労に関する文献検討:障害児の保護者のワーク・ライフ・バランスに関する予備的研究
る状況」にあることを指摘している。

- 5) 斎藤他(2014)は、介護と仕事の両立に対して間接的経済支援だけではなく介護者支援としての社会的な取り組みが必要であるとの立場から、「ワーク・ライフ・ケア・バランス」という言葉を提唱している。
- 6) 障害児の親の就労に関する研究が少ないことは、先行研究(表1を参照)においても指摘されている。
- 7) 「ワーク」から「ライフ」へ、「ライフ」から「ワーク」への影響(スピルオーバー効果)には否定的効果と肯定的効果の2面があり、「否定的なスピルオーバー」は「役割荷重」や「ワーク・ライフ・コンフリクト」を生じさせる。「肯定的なスピルオーバー」は「複数の領域で多重的な役割を担うことが豊富な経験や人間的な成長を促して、身体的・精神的健康につながる」(役割増大)とされている(内閣府:2011)

〈文 献〉

- 江尻桂子:障害児の母親における就労の現状と課題:国内外の研究動向と展望, 特殊教育学研究,51(5),pp.431-440
- 江尻桂子・松澤明美:障害児を育てる家族における母親の就労の制約と経済的困難:障害児の母親を対象とした質問紙調査より, 茨城キリスト教大学紀要, 第47号, 153-160, 2013
- 藤原里佐:障害児者とその家族の「貧困」に関する研究,科学研究費助成事業研究成果報告書, 2015
- 春木裕美:障害児の母親の就労に関連する要因, 発達障害研究, 第37巻, 第2号, 174-185, 2015
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子:障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査, 横浜女子短期大学紀要, 第14号, 85-97, 1999
- 上村浩子・高橋利子・日高洋子・原田放子:障害児を持つ母親の子育てと就労に関する意識調査 その2, 横浜女子短期大学紀要, 第15号, 41-52, 2000
- 久保山茂樹:障害のある子どもを持つ母親への就労支援, 教育と医学, 第54巻5号, 66-73, 2006
- 小林倫代・久保山茂樹・伊藤由美:障害児を抱えて就労している保護者に対する支援, 研究成果報告書, 2006
- 丸山啓史:障害のある乳幼児を育てる母親の就労をめぐる問題:母親へのインタビュー調査から, 障害者問題研究, 第39巻第3号, 32-39, 2011
- 丸山啓史:障害児を育てる母親の就労に影響を与える要因, 京都教育大学紀要, No.118, 81-90, 2011
- 丸山啓史:障害児の母親の就労と祖父母による援助, 京都教育大学紀要, No.122, 87-100, 2013
- 丸山啓史:障害のある子どもの母親の就労と学校に関わる保護者の役割との葛藤, 特別支援教育臨床実践センター年報, 第8号, 19-29, 2018
- 村田美希:オーストラリアにおける障害児をもつ家族の就業状況の研究動向, オーストラリア研究紀要, 第38号, 39-44, 2012
- 西本真弓:介護が就業形態の選択に与える影響, 季刊家計経済研究, No.70, 53-61, 2006
- 小木曾由佳:知的障害児の母親のワーク・ライフ・バランス:就労継続の分岐点と活用資源, 女性労働研究, No.58, 153-168, 2014
- 斎藤真緒(他):介護と仕事の両立をめぐる課題:ワーク・ライフ・ケア・バランスの実現に向けた予備的考察, 立命館産業社会論集, 第49巻第4号, 119-137, 2014
- 障害児支援の在り方に関する検討会:今後の障害児支援の在り方について(報告書):「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか, 2014
- 田中智子:知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握, 障害者問題研究, 第37巻第4号, 2010
- 土屋葉:障害者家族を生きる, 勁草書房, 2002
- 内閣府男女共同参画局:育児と介護のダブルケアの実態に関する調査, 2016
- 内閣府, 仕事と生活の調和推進室:「ワーク」と「ライフ」の相互作用に関する調査報告書, 2011